

## 自治基本条例検討委員会最終報告会について（案）

---

### 1 最終報告会の考え方

中間報告会については、報告書の内容に限らず、広く自治基本条例について意見を聞くこととしたが、最終報告書の確定まで 20 日足らずの時点で開催する最終報告会については、最終報告書の内容に限定して意見を聞く必要がある。

また、検討委員が分かれて開催するのではなく、検討委員会として一体性を保ちながら最終報告会を開催する必要がある。

最終報告会は 1 箇所での開催とする。

### 2 スケジュール

7 月 24 日(土)中小企業婦人会館ミーティングホール

### 3 その他

・進め方等の詳細については世話人会で議論することとするが、市政だよりの 7 月 1 日号に掲載するには、5 月中旬に日程、場所等を連絡する必要がある、最終報告会の概要を示す。